

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の重要性を認識し、指定管理者の業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 複写又は複製の禁止

乙は、指定管理者の業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、第三者にその処理を委託してはならない。

3 再委託の禁止

乙は、指定管理者の業務を行うために個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

4 資料等の返還等

乙は、指定管理者の業務を処理するために、甲から引き渡された個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

5 従事者への周知

乙は、指定管理者の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は指定管理者の業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

6 実地調査

甲は、乙の指定管理者の業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、当該個人情報の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、随時実施に調査することができる。

7 事故報告

乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。